

2023年4月1日

JONA 事務局

## リモート検査手順書

リモート検査の実施については、前年度(又は前回)の調査結果やリモート接続に必要な環境の整備状況などから、訪問検査と同水準の調査が実施可能と JONA が判断した場合とする。

### 1. 基本方針：

- ・リモート検査の実施については、前年度(又は前回)の調査結果やリモート接続に必要な環境の整備状況などから、訪問検査と同水準の調査が実施可能と JONA が判断した場合とする。
- ・前年度(又は前回)の調査結果は別紙リスク評価表を用いて判断する。
- ・申請者は申告書にてリモート検査希望の旨を申告すること。申告をもって、セキュリティ(例：会議ツールの使用)、機密保持に関して(例：画像・動画・映像の使用に関する許可等)承諾したことになる。
- ・
- ・新規認証検査、圃場・施設等の追加については現地訪問検査を実施する。
- ・コロナ禍対応に実施したリモート検査を含め、3年又は3回連続のリモート検査は原則実施しない。圃場または施設の一部のみリモート検査を実施した場合も1回とカウントする。

### 2. リモート検査のツール Web 通信環境：

- 本人確認およびリアルタイムで現場確認ができるツールを使用する。ツールは JONA が指定するものを使用するが、通信状態や機器の関係で急遽使えなくなった場合は、検査員と申請者の合意の上で、指定外のツールを使うことも可能。(変更した場合は後日 JONA に報告する)  
(注：本人確認は、相手の顔が見えることにより、参加者が誰であるか把握できる程度とし、現場確認は検査員が指示する箇所が作物や環境状況、機械の動きや清掃状況が確認できる程度としフリーアドレス等への招待により参加できる会議ツールでも可能とする。)
- リモート検査にあたって、申請者は圃場や施設現場の通信環境状況を事前に確認すること。上記を満たさない場合リモート検査は実施できない。
- リアルタイムで現場確認ができるツールを基本とするが、補足資料として写真や動画を活用することも可能。

### 3. 事業者との合意(IAF 基準)

- リモート検査を行うにあたり、セキュリティ(例：会議ツールの使用)、機密保持に関して(例：画像・動画の使用に関する許可等)、事業所と合意することを前提とする。
- 合意をしない事業者に対してリモート検査を強制することはできない。

#### 4. 検査員

- 基本的に過去に当該事業者の検査の実施経験のあるものが担当するものとするが、以下の場合も可とする。
  1. 生産行程管理者の場合、過去に同業種の検査経験があること。
  2. 小分け業者の場合、過去に同業種の検査経験があることその他、過去の検査経験から認証マネージャーが認めた場合。
  3. 輸入業者の場合、過去に輸入業者の検査経験がある場合。
 ※同業種かどうかの判断が難しい場合は、認証マネージャーが生産行程管理方法や小分け行程等から判断する。
- リモート検査で使用する機器の操作に精通した検査員であること。(IAF 基準)

#### 5. リモート検査の手法

##### (1) 検査の手順

- ① 申請者に、リモート検査の適用についての合意を得る(情報セキュリティ、機密保持に関する同意を含む。特に写真・映像を利用することの許諾を得る。)→申告書のリモート検査希望の申告欄へのチェックの確認。
- ② 申請者に、リモート検査のツール、IT 環境があることを確認する。(認証機関から会議システムを招待して行うことを含む)
- ③ プレ会議を行い、リモート検査のツールの動作確認を兼ね、事前に提出いただきたい資料の申し合わせをリモートで行う。過去にリモート検査を実施したことがある場合などで、検査員が省略可能と判断した場合は、メール等での指示のみでも構わない。(現場の通信状況のききとり、記録のトレースを行う場合のサンプリングのロットの指示などを行う。詳細は次項(2)の注を参照)
- ④ リモート検査の日時を定め、その日程に実施する。
- ⑤ リモート検査を行う場合、検査員は個室等の関係者以外がこの内容を知ることができないような場所で行い、機密保持に留意する。(例：屋外のカフェや、家族が同席するようなリビングルームは使用しない)
- ⑥ 検査員による報告書の提出

##### (2) 検査の内容

基準	項目	手法	説明
技術的	施設	聞き取り+オン	● 施設の変更のないものでも検査の対象とな

基準一		ラインの動画撮影によるリアルタイム映像	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設のリスクの高いところ(例：圃場の緩衝地帯等)は、写真や動画を別撮影で補足しても構わない。</li> <li>● 外注施設などについても上記と同様とする。また外注施設の担当者にインタビューする際は申請者(認証事業者)も同席すること。</li> <li>● 必要に応じて録画をする。</li> </ul>
技術的基準二	生産行程管理	提出書類の書類審査と聞き取り 事前指定されたトレース	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 二の 1、2、4 は提出書類とインタビューで実施</li> <li>● 二の 3 の実際の記録について、あらかじめこちらから指定したトレースバック記録を 2 例提出してもらい、これに基づき聞き取りをする。(注 1)</li> </ul>
技術的基準三	生産行程管理担当者	提出書類の書類審査と聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産行程管理責任者に理解度をインタビューをする。</li> <li>● 追加の担当者については、必ずインタビューする。</li> </ul>
技術的基準四	格付	提出書類の書類審査と聞き取り 事前指定されたトレース	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 四の 1、3 について、提出書類とインタビューで実施。</li> <li>● 四の 2 について、二の 3 と同様、トレースバック記録の一環として確認する。</li> </ul>
技術的基準五	格付担当者	提出書類の書類審査と聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 格付責任者に理解度をインタビューをする。</li> <li>● 追加の担当者については、必ずインタビューする。</li> </ul>
日本農林規格	格付対象製品の適合性	提出書類の書類審査と聞き取り、 事前指定されたトレース	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従来品の適合確認については、技術的基準二の 2 の規程類を利用した書類上で適合審査ののち二の 3 の抜き取りで適合を確認する。</li> <li>● 新規品については、実績がないので、書類上で確認の上、聞き取りで適合性を確認する。</li> </ul>
その他		提出書類と聞き取り	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記以外の点について JAS に関係する事項を聞き取りで確認する。</li> </ul>

(注1) トレース記録の2品目選定基準

- (農産物・加工食品共通) その事業者で、もっとも生産量が多いか又は生産頻度が高い品目を1品目。また同等国に同等性出荷がある場合は、対象となるロットから1品目。
- 農産物にあつては、隣接にリスクがあり、何らかの対応(緩衝地帯の別収穫等)をしている圃場から収穫されている品目1品目
- 加工食品にあつては、非有機原料を使用して配合比が95%に近いか、あるいは有機原料のみ使用の場合は、使用する原材料の数が多い品目から1品目。

6. 報告書

既存の報告書様式を使用する。

調査項目のどの部分について、リモートで行ったことがわかるよう記録する。

使用したビジュアル資料については、登録認証機関の責任で厳密に管理し、検査員の手元には残さない。

以 上

(別紙) リスク評価表

リスク評価表 3									
・リモート監査の実施判断に使用する場合、過去1年で格付停止措置となった事業者や有機生産者が30人以上の場合は、高リスクと判断し実地検査を行う。									
		有機農産物、有機畜産物、有機飼料の生産行程管理者			加工食品の生産行程管理者、小分け業者			輸入業者	
		(事業者名)	(点数)	(事業者名)	(事業者名)	(事業者名)	(事業者名)	(事業者名)	(事業者名)
高リスクと評価される点数	参照する文書	21以上			17以上			17以上	
並行生産 (該当する場合左記いずれか選択)	申請書・報告書いずれか (以下同じ)	並列生産あり	3	並列生産あり	3				
		分離生産あり	1	分離生産あり	1				
前年の指摘	報告書	重大な指摘 1つあたり	8	重大な指摘 1つあたり	8			重大な指摘 1つあたり	8
		軽微な指摘 1つあたり	2	軽微な指摘 1つあたり	2			軽微な指摘 1つあたり	2
有機性に関する事業者に対するクレーム (格付対象商品の回収騒ぎなど)	報告書・事業者からの個別報告等	1件あたり	8	1件あたり	8			1件あたり	8
規模[有機の従事者数]	申請書・報告書	30人未満10名以上	3	-	-			-	-
外注施設数	申請書・報告書	5以上	5	5以上	5			5以上	5
		3~4施設	3	3~4施設	3			3~4施設	3
		1~2施設	1	1~2施設	1			1~2施設	1
生産行程管理者として小分けあり	申請書・報告書	あり	3	加工食品の生産行程管理者で小分けあり	1			-	-
地理的な条件から汚染リスクが高いほ場を持つ生産行程管理者 (緩衝地帯の必要な圃場)	圃場リスト	該当する圃場が10以上	5	-	-			-	-
		該当する圃場が5~9	3	-	-			-	-
格付表示を補佐する者の人数	申請書・報告書	-	-	-	-			3人以上	3
		-	-	-	-			1人~2人	2
包装行程の有無	申請書・報告書	-	-	-	-			あり	3